

平成28年 No.3

東京学芸大学学則の一部を改正する学則

改正理由

教育組織の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成28年 1 月13日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成28年 1 月14日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成28年学則第 1 号

東京学芸大学学則の一部を改正する学則

東京学芸大学学則（平成16年学則第 2 号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由：教育組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (課程等の変更) 第23条 学生が課程の変更又は専攻、<u>選修及びコース</u>の変更を志望したときは、その事由及び学力等を審査した上、これを許可することができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この学則は、平成28年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (課程等の変更) 第23条 学生が課程の変更又は専攻、<u>選修</u>の変更を志望したときは、その事由及び学力等を審査した上、これを許可することができる。 〔省略〕